

入札監理小委員会における審議結果報告

(独) 日本貿易振興機構共通システム基盤

コンピュータシステムの運用管理業務

日本貿易振興機構共通システム基盤コンピュータシステムの運用管理業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 25 年 5 月から 27 年 3 月までの 23 ヶ月を契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を下記のとおり報告する。

1. 業務内容及び業務範囲について

【論点】

- (1) IaaS^{注1}に関して納入業者と運用管理業者との責任分解点が明確になっていないのではないか。
- (2) 別紙 1 業務委託範囲で「その他、本部（東京）、・・・及び海外事務所
の運用管理に必要な業務を追加的に行う。」とあるが、このままでは何でも業務として追加することが可能となることから、具体的な業務を記載するか表現を変更すべきである。

【対応】

- (1) 運用管理業者の業務範囲として「仮想プラットフォーム上で稼働するサーバやアプリケーション、ネットワークの障害監視業務」と明記し、併せて SaaS^{注2}で扱う情報についても変更した。
- (2) 項目を削除した。

注 1) IaaS【Infrastructure as a Service】とは、クラウドでサーバー、CPU、ストレージなどのインフラを提供するサービスのこと。

注 2) SaaS【Software as a Service】とは、クラウドでアプリケーション（ソフトウェア）を提供するサービスのこと。

2. 要員の資格要件等について

【論点】

- (1) 責任者関係の要員の資格要件について「IT スキル標準 V3 職種：IT サービスマネージメント 専門分野：オペレーション、システム管理及びサービスデスクの分野において、レベル 4 以上のスキルを有していること。」及び「官公庁及び独法の運用経験を有していること。」は必須項目（基礎点）となっており、参入の制限となっているのではないか。
- (2) 「英文電子メールの問い合わせ内容が理解できる程度の英語の知識を有していること。」、「日常会話が行える程度の英語の知識を有している

こと。」及び「全ての要員は、どのようなビジネス場面でも十分なコミュニケーション能力がある程度の日本語の知識を有していること。」の項目は必須項目（基礎点）となっているが、知識を有しているか否かの判定を行う場合、内容が曖昧ではないか。

【対応】

- (1) 「レベル4以上又はレベル4相当以上のスキルを有していることが望ましい。」と変更し、併せて加点項目へ変更。必須項目と加点項目の見直しを行った。また、「官公庁及び独法の運用経験を有していること」については、削除した。併せて他の要員スキルについても同様の見直しを行った。
- (2) 「TOEIC テスト 500 点以上（他資格の場合は同等のスコア以上）の英語の知識を有していることが望ましい。」と変更し、併せて加点項目へ変更。また、「全ての要員は、どのようなビジネス場面でも十分なコミュニケーション能力がある程度の日本語の知識を有していること。」については削除した。

3. 意見招請（パブリックコメントを含む）について

常駐業務の必要人員の下限が8名であることについての確認があった。